

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十八日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の1の部五の項(2)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び）」に改め、同部六の項(2)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構）」に改め、同項(6)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改める。

別表第十三の備考7中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。